

事業選定申請書

(第1面)

(宛先) 公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター理事長	令和 年 月 日
申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)	

京町家まちづくりファンド改修助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、事業が選定された場合は、京町家まちづくりファンド改修助成事業実施要綱第7条第2項、第22条第1項に定める交付条件(第5面に記載)を厳守します。

事業実施所在地	京都市 区		
事業の概要		工事の概要	
<input type="checkbox"/> ア. 京町家の改修	屋根の改修..... <input type="checkbox"/>	工事費用	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	外壁の改修..... <input type="checkbox"/>	工事予定期間	
	外部建具・格子の改修..... <input type="checkbox"/>	施 工 者	名称及び代表者名
	室外機・メーターの修景..... <input type="checkbox"/>		
	門・塀の改修..... <input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> イ. 通り景観の修景	その他(.....) <input type="checkbox"/>	設 計 者	名称及び代表者名
主な用途	他補助金制度利用		

※申請者が土地・建物の所有者でない場合は、それぞれの所有者全員の同意を得て、第5面の同意書にご記入ください。

建物の概要

形 態	<input type="checkbox"/> 町家戸建て (戸) <input type="checkbox"/> 長屋 (戸) <input type="checkbox"/> その他 ()		
階 数	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 二階建て <input type="checkbox"/> その他 ()		
建築年次	[江・明・大・昭] 年		
面 積	延べ床面積 m ²		
用 途	現 在		
	改修後		

現況外観写真

付近見取図

申請の理由と今後の取組

申請の理由

今後の活用の取組

維持管理について

改修工事の実績

改修工事の要件
 伝統的な工法による複数の工事实績を有する設計者または施工者とする

施工者	名称及び代表者名 担当者名 住 所 〒 電 話		E-mail
	工事实績と なる 物件	名称 住所	
	建 築 時 期		
	工 事 内 容		

写真

設計者	名称及び代表者名 担当者名 住 所 〒 電 話		E-mail
	工事实績と なる 物件	名称 住所	
	建 築 時 期		
	工 事 内 容		

写真

申請者の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名）	
申請者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）	
〒	
電 話	E-mail

同意書

建物所有者、土地所有者、建物賃借人が複数いる場合は、全員の同意書を添付してください。

私は、本建物について、京町家まちづくりファンド改修助成事業の選定申請および京町家まちづくりファンド改修助成事業実施要綱第7条第2項、第22条第1項に規定する条件に同意します。
<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物賃借人
住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

京町家まちづくりファンド改修助成事業実施要綱（抜粋）

（助成金の交付条件）

第7条

2 助成金の交付条件は次の各号に該当するものとする。前項の規定により申請した者は、選定された場合、以下の条件を厳守しなければならない。

(1) 京町家の改修及び通り景観の修景に共通の助成金の交付条件

- ア 改修した京町家又は通り景観を適切に維持管理すること
- イ 京町家まちづくりファンドをはじめとする当財団の京町家の保全・継承の取組に協力すること
- ウ 工事完了後、別表2に定める京町家まちづくりファンドのプレート（以下「プレート」という。）を設置すること
- エ 氏名又は団体名、屋号がある場合は屋号、所在地（番地を除く。）、工事概要、改修前後の写真等の公表に同意すること
- オ 工事中、京町家まちづくりファンドロゴマーク入り垂れ幕を設置すること
- カ 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターの賛助会員に加入すること
- キ 助成を受け改修した建物の所有権を移転する場合は、新たな所有者に交付条件を説明し、承諾を得たうえ、当財団に報告すること

（交付の取り消し等）

第22条 理事長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。また、すでに助成金を交付している場合は、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 工事完了後10年以内に、京町家の改修において第2条第3項第2号アからエの要件に反する改変を行ったとき、並びに第4号アからウのいずれかの要件を満たさなくなったとき
- (3) その他、理事長が必要と認めるとき

添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑

(1) 図面等 [電子データはPDF、A4 または A3]	
・ 現況図（配置図、各階平面図、助成対象部分の立面図）	<input type="checkbox"/>
・ 改修計画図〔助成対象部分〕（各階平面図、立面図、屋根伏図、仕上表）	<input type="checkbox"/>
(2) 助成金額算出書（第3号様式）	<input type="checkbox"/>
(3) 工事見積書	<input type="checkbox"/>
(4) 登記事項証明書の写し（土地・建物）（発行3ヶ月以内）	<input type="checkbox"/>
(5) 改修工事实績となる写真（第2号様式第3面添付）	<input type="checkbox"/>
(6) その他、必要な書類	<input type="checkbox"/>

※必要書類一式を窓口に提出してください。[全ての電子データ(CD-R等に書込み)及び印刷一部] 図面、助成金額産出所は事前協議にて協議した内容としてください。